

付録 III 国の防除の役割及び責任に関する情報

船舶から油の排出が生じた際の船長、船舶所有者及び国等の役割及び責任については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）に概ね次のように定められている。

（船長に関するもの）

- 1 船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があったときは、当該船舶の船長又は排出の原因となる行為をした者が乗り込む船舶の船長は、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。（法第39条第1項、罰則第55条第1項）

（船舶所有者及び国等に関するもの）

- 2 船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があったときは、当該船舶の船舶所有者又は排出の原因となる行為をした者の使用者は、直ちに排出油等の防除のための必要な措置を講じなければならない。（法第39条第2項）
- 3 海上保安庁長官は、2に掲げる者が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、排出油等の防除のために講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第39条第3項、罰則第55条第1項）
- 4 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、3による措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は3による措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、海上災害防止センターに対し、必要と認めるものを講ずべきことを指示することができる。この場合、措置に要した費用は、排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者に負担させることができる。（法第42条の26第1項、第42条の27第1項）

（船長、船舶所有者及び国等に関するもの）

- 5 海上保安庁長官は、船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、当該船舶からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、当該船舶の船長又は船舶所有者に対し、排出のおそれがある油又は有害液体物質の抜取りその他当該大量の油又は有害液体物質の排出の防除のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第39条第5項、罰則第55条第1項）
- 6 海上保安庁長官は、1、2、3又は5により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難と認める場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用について、当該排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物若しくは排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、又は沈没し若しくは乗り揚げた船舶の所有者に負担させることができる。（法第41条第1項）